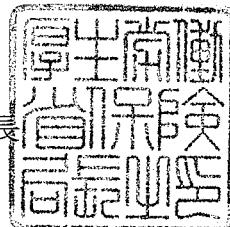


保発第0908016号  
平成18年9月8日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局長



社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部改正について

標記について、別添のとおり、社会保険診療報酬支払基金理事長、国民健康保険中央会長、社会保険庁運営部長、社会保険事務局長、都道府県知事、健康保険組合理事長及び地方厚生（支）局長あて通知したので、よろしくお取りはからい願いたい。



新 旧 対 照 条 文

◎ 社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書(昭和五十一年厚生省告示第百七十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

一 診療報酬明細書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ。)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数)が四十万点以上のもの

二・三 (略)

現 行

一 診療報酬明細書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ。)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数)が四十二万点以上のもの

二・三 (略)